

※マイレージサービスの約款(HPより抜粋)P6詳細資料

会社名	入会条件	特典航空券利用者の範囲	マイルの譲渡や購入	登録者確認	不正使用	不正使用者に対する措置	不正使用による被害の救済策	不当条項 * 参考程度	マイルカスタマーセンター
全日本空輸(ANA)	有(審査有)	・入会を認められた個人(2条) ・ 会員の2親等以内の親族(11条)	・会員カードの所有権はANA。会員に貸与。会員はカードの貸与、譲渡などを一切してはならない(5条) ・会員本人のみ(12条) ・会員または指定利用者が提供された特典をいかなる形でも第3者への譲渡、売買、金品交換禁止(13条)	・ 会員の2親等以内親族の続柄を証明できる書類提出をする場合がある(11条) ・特典申込時に本人確認(12条)	・マイルの不正取得、利用、虚偽通知(29条) ・19条2項に該当があった場合(29条) ・ANAとの信頼関係を損なう行為(29条) ・本規約、手続きの違反(33条)	・会員資格取り消し ・マイル没収 ・特典利用停止 ・返還請求を行うことがある(29条) ・マイレージクラブ参加を認めない場合もある(29条) ・29条の措置、必要に応じ損害賠償の法的措置を行うことがある(33条) ・正規普通運賃を会員	・記載なし	・他人の成りすまし行為による特典の詐取は責任を負わない(4条) ・提携会社のサービスは提携会社の責任。ANAは保証せず責任を負わない(6条) ・積算マイルは提携会社の特典と共有、合算はできない(6条) ・提携会社のマイレージクラブ撤退、特典取り消しなどの変更について責任を負わない(6条) ・利用できなかった特典を保証する責任を負わない(15条) ・取得されたマイルの価値に影響を及ぼすか否に問わず予告なく変更	○
中国国際航空	2歳から	・2歳以上なら誰でも(2歳~12歳条件あり)(会員資格1.) ・ 家族や友人に特典譲渡できる(譲り受け人の登録1.) ・規約に従って獲得・利用(会員特典及び義務8.)	・会員カードの譲渡はできない(会員特典及び義務1.) ・会員1人につき6人まで登録、譲受人はDFP会員で(譲り受け人の登録3.) ・譲渡手続き後、市内発券カウンターで発券、会員はウェブサイトの会員ページで特典航空券に交換できる(特典との交換)	・予約時に会員カード番号、名前を申し出(会員規約2.) ・特典譲渡申込書に記入、身分証明書コピーを添えホットラインへ申し込む(譲り受け人の登録1.) ・特典譲渡申込書に記入、譲渡人のパスポートか署名入りIDカードのコピーを添えホットラインへ申し込む(特典譲渡の申請) ・支店に直接申請の場合は公的身分証明書も提示(特典譲渡申込書より)	・会員専用ページ内での操作は会員自身の管理のもと行われているとみなされる。(会員規約4.) ・手順に違反、虚偽データ提出(会員特典及び義務2.) ・架空名義のマイル獲得、特典の売買(会員特典及び義務6.1)	・会員資格剥奪 ・マイル抹消 ・法的処置、損害賠償請求(会員特典及び義務2.、6.1)	・記載なし	・特典および特典航空券用座席数を制限する権利 ・パートナーマイルの企業決定に関与せず。内容は予告なしに変更(会員特典及び義務7.)	×
エールフランス	2歳から	・2歳以上の個人(1.3.1) ・会員、会員指定の者(3.2) ・有効期限発行日から12ヶ月(3.5) ・規約の記載方法、条件に従い発券(3.13)	・会員本人と会員指名の人は会員に知らされた条件および制限下において利用(3.16)	・会員カード提示 ・受取人が会員でない場合会員カード(コピー可) 会員の身分証明書、会員署名委任状提示(3.12)	・チェックインに会員名を詐称したばあいは加算されない(1.4.4) ・いかなる代償との引換による販売、購入、仲介、転売も禁止。(1.4.7)	・損害及び訴訟費用支払い ・アカウント取消 ・入会資格はく奪 ・マイル没収 ・未使用分特典取消(行う場合がある記載)(1.4.7)	・記載なし	・欠航便は付与されない(2.5) ・プログラム特典の欠陥や不具合に起因するいかなる損失、弁護士費用、事故、不都合にも責任を負わない(3.3) * ワルソー条約(改正後)、モンテリオール条約に規定がない限り ・紛失、盗難、期限切れは払い戻し、交換、延長できない。(3.4)	×
アリタリア-イタリア航空	無	・特典利用者は全員アンド消費者、個人または法人(2) ・提携会社ではないコードシェア便は利用できない(9.1) ・有効期限、発券日から12ヶ月延長なし(9.2) ・会員本人、会員指定の利用者(9.6)	・申請者が会員以外の場合、会員のアカウントプロフィールに「E」アドレスが無登録なら発券できない(9.10) ・支払いは5000マイルから(9.26)	・渡航書類、身分証明書、会員直筆の委任状 ・会員の身分証明書のコピー提示(9.11)	・いかなる場合でも会員がマイル販売、交換できない(4.18) ・登録情報虚偽でイタリア刑法で処罰なら責任負いかねる(5.11) ・規約違反、詐欺、虚偽報告は所轄政府担当、主催者により法的行為の対象になる(10.8) ・第三者に対して販売、交換、競売譲渡できない(10.4) ・売買、仲介、無許可の商品購入、不正使	・マイル失効(3.11) ・特典無効(3.11) ・退会させる権利(3.11)	・記載なし	・いかなる場合でも主催者はマイルを付与しない いつでも取消できる権利を有する(4.19) ・取消マイル通知義務を放棄(4.21)	×
ルフトハンザドイツ航空	無	・会員個人が相互交流関係を持つ親族、友人、知人に譲渡できる(2.4.7)	明記される場合を除きマイルやマイル口座の譲渡は出来ない(2.1)	・記載なし	・特に譲渡が許されている場合を除き、第三者への譲渡は禁ずる(2.4.8) ・マイルの移行、マイルやアワード利用権の不当利用禁止(2.4.8)	・特典の利用差止めまたは没収(2.4.7) ・マイル引換拒否(2.4.7) ・損害賠償請求(2.4.7) ・即時契約終了、会員資格剥奪(3.1) ・マイル口座封鎖(3.1) ・再入会拒否(3.1)	・記載なし	・プログラム、規約変更や改定する権利、それにより会員に生ずる損害賠償の義務は負わない(4.4)	○
シンガポール航空	2歳から	・最大5人まで指定なし(子供乳幼児も)(H.1.) ・企業法人は対象外(H.1)	・マイル数50%以上所有の会員は、特典航空券交換で提携会社から残り50%まで購入できる(I、マイルの加算a) ・購入したマイルはすぐに特典航空券に交換(I、マイルの加算a) ・購入マイルは払い戻し不可(I、マイルの加算a)	・第三者による特典航空券の受け取りは、主要会員の許可書状、会員カードコピー(H.5.)	・移譲や販売、物々交換禁止(A.1) ・登録に関する不正使用の規約は見当たらず ・本利用規約に違反した場合(C.2)	・会員資格の剥奪、一時停止、特典失効措置の可能性(A.1) ・損害賠償を請求する権利(A.1)	・記載なし	・特典との交換など、会員の権利に影響を与える場合でも、当社のクリスフライヤープログラム/PPSクラブの会員資格、またはその一部をいつでも事前の通告なしに停止・剥奪する権利を有します。(C.2)	会員ログイン後、PPSクラブサービス専用電話番号のリスト(△)

会社名	入会条件	特典航空券利用者の範囲	マイルの譲渡や購入	登録者確認	不正使用	不正使用者に対する措置	不正使用による被害の救済策	不当条項 * 参考程度	マイルカスタマーセンター
エミレーツ航空	無	・最低1回マイル獲得履歴が条件(10.1) ・8名以内の家族(本人の配偶者、親、兄弟姉妹、子、祖父母、孫、義父母、継父母、継子、メイド)(17.1)	・自分自身、他会員のアカウントに加算できる(9.1) ・別のスカイワーズアカウントに譲渡できる(10.1) *ともに最低1回マイル獲得が条件 ・マイルを現金、同等物と交換、第三者から購入できない(9.5)	・必要確認手続き後、	・不法、不正な活動に使うこと(2.4) ・規約に反し売却、譲渡、提供、宣伝(2.4)	・会員資格停止(2.4、12.11) ・予告なくマイル取消、没収(12.11) ・通常運賃支払い(12.11) ・法的措置(12.11)	・記載なし	・いつでも会員資格の一時中止、取り消し、停止ができる(1.6) ・法により責任免除されないかぎりいかなる保証をしない(11.6) ・獲得マイルの変更、航空券価格変更、制限(13.17)	×
大韓航空	無	・家族会員、会員本人含めて5人まで合算して特典を利用できる(ガイドP22)		・家族に譲渡の場合 家族登録には申請書と続柄の記載された家族関係を確認できる書類(発行日より6か月以内の住民票・戸籍謄本など(家族会員制度ガイドP22)) ・それ以外の場合 特典発行申請書、会員本人の会員カードと身分証明書を提出 ・第三者が代理で交換の場合、会員本人が署名した特典発行申請書、会員本人の会員カード、身分証明書と申請者の身分証明書を提示(ガイドP23)	・各種証明書類偽造・変造、書類の虚偽記載、会員規定違反や悪用(12条)	・資格剥奪、口座の閉鎖、マイルの削除、特典取消、当該会員再加入認めない 不当な方法で特典を発行し使用した場合、大韓航空は有償運賃に相当する現金賠償請求、及び必要な法的措置(12条)	・記載なし	・特になし	○
日本航空(JAL)	無	・会員、会員の2親等以内の親族(16条) ・乳幼児2歳、3歳未満、小児(2~11歳)も利用できるが大人と同マイル必要(5条、6条)	・特典の引換は会員本人だが会員指定でJMBIに認められた代理人はできる(20条)	・会員との続柄を証明できる公的書類提出を求める場合がある(16条) ・特典引き渡しの際に身分証の提示(21条)	・特典を売買・交換はできない(29条) ・オークションサイト出品禁止(29条) ・正しい会員登録データがされない(39条) ・マイル積算、特典利用時に虚偽の申告、通知 ・規約に認められない行為(39条) ・JALとの信頼関係を	・会員資格取り消し(39条) ・マイル没収(39条) ・未使用特典の取消(39条) ・普通運賃及び付随する料金の損害賠償請求(39条) ・マイレージクラブ再入会拒否(39条) ・行政処分、法的措置(39条)	・記載なし	・利用できなかった特典を補償する いかなる責任も負わない(15条) ・会員の故意又は過失に起因し第三者より使用されたサービスで生じた損害は一切責任を負わない(33条)	×
プリティッシュ・エアウェイズ	18歳から	・個人メンバーのみ(12.1) ・名義を自由に指定(15.2) ・満2歳も可(席を占有した場合1人分のポイントが必要)(15.4) ・年齢制限がない家族会員口座で7人登録できるがクラブメンバーで(18) ・家族口座のみ5人までお友達メンバーを登録できる(19.1.4)	・メンバー本人が委任された第三者(15.4) ・満2歳も可(席を占有した場合1人分のポイントが必要)(15.4)	11.2サービスパートナー利用時、メンバー氏名及びメンバーシップ番号を明示、必要に応じてカードの提示や追加情報提供を求める場合がある(11.2) ・特典航空券に名前が記載されているメンバー、同伴者についてメンバーが自己責任で確認(20.3) ・有効な旅券や査証、健康診断書、旅行関連書類がそろっている事(20.3.2) ・書類に不備があれば搭乗を拒否される場合がある(20.3)	・規約違反 ・ポイント不正獲得 ・サービスの誤用や濫用(2) ・換金、払い戻し、交換はできない、他人に譲渡できない(20.2) ・いかなる形でも譲渡できない(22.1) ・他人に発行されたポイントの意図的な購入、販売、交換利用 条件違反のポイント利用(22.2) ・22.2条規定される違反行為が、契約違反の誘因、事業の妨害、刑法犯罪を構成	・特典の没収(20.2) ・メンバーシップ停止、カードの使用権停止、資格停止の延期、会員ランクの降格、ポイント削除、将来も行為に及ばないことを要求する場合も(24.1) ・積算ポイント、特典航空券の取り消し(24.2) ・正規運賃総額、手数料の賠償責務(24.3) ・メンバーカード、提携金融カード返却(24.4)	・記載なし	・特になし	○
DERTA航空	無	・会員以外を乗客として利用できる(特典の譲渡)	・特典航空券発券後は譲渡できない(一般規約)	・特になし	・売買・交換はできない (アップグレード特典13) ・不正に入手したアップグレード特典、航空券(アップグレード特典13)	・口座取消(会員資格終了) ・アップグレード特典、航空券無効、没収、該当運賃支払い義務(売買および交換の禁止、アップグレード特典13)	・記載なし	・規定、特典、参加条件、ならびにマイルレベルの全てまたは一部の変更および終了に関して、マイルの価値に影響するものであっても、いつでも事前の通知なく行う当プログラムは、通知のあるなしにかかわらず、いつでもデルタ航空により終了する ・制限を受けることなく特典廃止(アップグレード特典15)	○
カンタス航空		* 英語表記							×